

議案第 7 2 号

山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

弁護士、医師、大学教授等の専門有識者の職にある人材を特別職の非常勤職員として任用するに当たり、当該専門有識者に対して支給すべき報酬の額に関して、現に、山都町報酬及び費用弁償条例において規定する報酬の額と実勢における報酬の額との間に際立った乖離が認められます。

専門有識者に対して支給すべき報酬の額については、実勢における報酬の額を基準として考慮しつつ、かつ、他の普通地方公共団体における専門有識者に対して支給される報酬の額の規定例も参酌して、改めて規定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 各項に掲げる特別職の非常勤の職員(学校医及び町医を除く。)のうち、
弁護士、医師、大学教授等の当該者の職に応じて任用されるものの報酬の
額は、月額20,000円以内において町長が定める額とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年条例第39号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分		報酬		備考			
～ 略 ～							
図書館協議	委員長	日額	6,000円	図書館協議	委員長	日額	6,000円
会委員	委員	日額	5,900円	会委員	委員	日額	5,900円
前各項に掲げる者以外の非常勤職員		予算の範囲内で町長が定める額		前各項に掲げる者以外の非常勤職員		予算の範囲内で町長が定める額	
				備考 各項に掲げる特別職の非常勤の職員（学校医及び町医を除く。）のうち、弁護士、医師、大学教授等の当該者の職に応じて任用されるものの報酬の額は、日額20,000円以内において町長が定める額とする。			